

高岡市脱炭素先行地域環境啓発拠点整備実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、高岡市脱炭素先行地域環境啓発拠点整備実施設計業務（以下、「本業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務委託のプロポーザルは、令和8年度高岡市一般会計予算が原案どおり成立することを前提として年度開始前準備行為として実施するものであり、予算が原案どおり成立しなかった場合は、委託業務の中止・変更等を行うことがある。

また、本業務は国の交付金を活用し実施する予定の事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額された場合等においても、委託業務の中止・変更等を行うことがある。

1 業務名称

高岡市脱炭素先行地域環境啓発拠点整備実施設計業務委託

2 業務目的

本業務は、脱炭素先行地域に選定された「中心市街地の脱炭素×資源循環で実現する環境と経済の両立「脱炭素未来都市高岡の挑戦」の実現に向け、市街地の求心力を高め、交流人口を拡大し脱炭素との相乗効果を生み出し、市民の行動変容につなげることでにぎわい創出を目指すための「脱炭素環境啓発拠点」の整備に向けた、優れた創造性や高度な技術力、豊富な経験等を有する設計者を募集することを目的とする。なお、本業務にあたっては、高岡市脱炭素先行地域環境啓発拠点整備基本構想（以下、「基本構想」という。）に基づき、工事实施に必要な詳細設計を行うものとする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年10月30日(金)まで

4 整備に係る全体スケジュール（予定）

令和8年度 実施設計

令和9年度 改修工事、運営開始

5 履行場所

富山県高岡市御旅屋町101 御旅屋セリオ3階

6 委託費

金20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

7 業務内容

本業務仕様書のとおりとする。

8 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下、「参加事業者」という。）は、以下の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 高岡市入札参加資格者名簿に登録された者であること。(高岡市入札参加資格者名簿登録者でない者は、参加申込書提出前に入札参加資格審査申請を行い、受理されること。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税について滞納していない者であること。
- (5) 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。
- ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合(子会社が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の決定(②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。)を受けた会社である場合を除く。)
- ② 親会社と同じくする子会社同士の間にある場合(子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。)
- ③ 一方の会社の役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)
- (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員
- (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- (エ) 組合の理事
- (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 富山県、石川県又は福井県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) 建築士法(昭和52年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (8) 令和8年3月から起算し、過去10年間において、展示場、博物館、美術館、複合施設(展示機能を有する)、商業施設のいずれかの用途で、延べ床面積1,000㎡以上の新築又は大規模改修(内装改修及び設備改修)の建築実施設計業務を受注し、業務を完了した実績を有していること。
- (9) 業務実施にあたる要件として、配置技術者については、管理技術者及び建築(意匠)・建築(構造)・建築設備(電気設備・機械設備)ごとに主任技術者を配置するものとし、次の①及び②に掲げる要件を満たすものとする。

① 資格要件

- (ア) 管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (イ) 建築（意匠）主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (ウ) 建築（構造）主任技術者は、一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有すること。
- (エ) 建築設備（電気設備・機械設備）主任技術者は、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格又は建築設備設計の実務経験を有すること。
- (オ) 照査技術者は、一級建築士の資格を有すること。

② 実績要件

- (ア) 管理技術者及び建築（意匠）・建築設備の各主任技術者は、（7）の履行実績を有すること。
- (イ) その他の要件等
 - (i) 管理技術者、照査技術者及び各主任技術者は、それぞれ1名であること。
 - (ii) 管理技術者は、照査技術者との兼任を認める。
 - (iii) 建築（意匠）主任技術者は、建築（構造）主任技術者との兼任を認める。
 - (iv) 建築設備（電気設備・機械設備）主任技術者は電気設備、機械設備それぞれ1名としてもよい。その場合、どちらも「①資格要件（エ）」の要件を満たしていること。
 - (v) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所を加えることを可とし、当該協力事務所は複数の参加事業者の協力事務所となることを可とする。ただし、管理技術者及び建築（意匠）主任技術者は再委託しないこと。
 - (vi) 管理技術者及び各主任技術者は、参加事業者もしくは協力事務所の場合は協力事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。
 - (vii) 配置技術者の変更は原則として認めない。ただし、病休、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者とし、本市と協議の上、本市が認める者を配置すること。
- (10) 共同企業体としての参加も可とする。

① 構成員は3者以内、代表構成員は本業務の中心的役割を担う能力を有し、最大出資比率の構成員とする。

② 代表構成員及び各構成員は（1）から（7）までの要件を満たすものとする。

③ 代表構成員は（8）の要件を満たすものとする。

④ 共同企業体の代表構成員及び各構成員は、本業務に単体で参加していないこと、本業務に参加する他の共同企業体の構成員又は協力事務所を兼ねていないこと。

⑤ 協定書（様式は、国土交通省ホームページに記載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成したものとする。）を参加表明書に添付すること。

9 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和8年3月16日（月）
質問書の受付期限	令和8年3月26日（木）午後5時必着
質問書に対する回答	令和8年3月31日（火）
参加申込書等の提出期限	令和8年4月10日（金）午後5時必着
技術提案書の提出期限	令和8年4月28日（火）午後5時必着
選定委員会の開催	令和8年5月11日～15日（月～金）
選定結果の通知	審査後、速やかに
契約締結	令和8年5月中旬以降

※各期日については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

10 参加申込書等の提出

(1) 質問の受付及び回答

仕様書等に質問のある場合は、指定した期間内に、「質問書（「様式5」）を電子メール（電話受付及び窓口持参不可）にて提出すること。

ア 受付期間

令和8年3月16日（月）から令和8年3月26日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先

datsutanso@city.takaoka.lg.jp

ウ 回答方法

質問書に対する回答は、本市ホームページで令和8年3月31日（火）までに公開し、個別回答は行わない。ただし、質問の内容によっては、回答されない場合もあるので留意すること。

(2) 参加申込書等の提出

技術提案に応募する参加事業者は、以下の要領で参加申込書兼誓約書（様式1）を提出すること。

ア 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時必着

イ 提出場所

〒933-8601 高岡市広小路7-50

高岡市 生活環境文化部 脱炭素推進課

ウ 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とする。

11 技術提案書の提出等

技術提案書は、参加申込書兼誓約書を提出した参加事業者のみ提出できるものとし、次のおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時必着

(2) 提出場所

〒933-8601 高岡市広小路7-50

高岡市 生活環境文化部 脱炭素推進課

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、一般書留若しくは簡易書留とし、提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類

ア 表紙（A4__1ページ）

イ 業務実績書（様式3）

参加事業者の「8 参加資格（7）」に関する業務実績内容が分かる契約書等の写しを添付する

ウ 業務体制表（様式4）

エ 技術提案書（A4任意様式_7ページ以内）

(i) 基本構想5.まとめ(1)施設整備計画イメージに記載のフロアイメージは、基本構想の意図を視覚的に補完するものであり、空間利用の可能性を示す参考例として提示している。このイメージを単なる制約と捉えることなく、基本構想に示された環境啓発拠点としての機能、目的、ターゲット層を十分に踏まえ、多様な可能性を追求した柔軟な設計提案を求める。

(ii) 用紙は横サイズの普通紙を使用し、片面カラー印刷とする。

(iii) 文字の大きさは12.0ポイント以上、図中等の注釈は8.0ポイント以上とし、判読できるものとする。

(iv) 技術提案における視覚的表現の許容範囲については、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

オ 参考見積書及び費用内訳書（A4任意様式_枚数任意）

(i) 見積書は、税抜きで作成し、費用内訳書を添付すること。

カ 資格要件確認書（A4任意様式）

キ 配置技術者の経歴等

(i) 「8 参加資格（7）」に関する業務に携わったことが分かる業務履行証明書及び契約書の写し

(ii) 配置技術者の参加事業者との雇用関係の分かる書類

ク 役員等調書及び照会承諾書

ケ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（※発行後3ヶ月以内のものに限る。）

コ 直近年度の納税証明書

(i) 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(ii) 本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書（完納証明書可）

(iii) 高岡市内に本店、支店又は営業所が存在する場合は、市税に未納がないことを証する証明書

(5) 提出部数等

提出書類中アからクまでをページ番号を付して左綴じ（ホチキス2点止め）で1冊にまとめ、正本1部及び副本9部を紙媒体で、提出すること。副本には、参加事業者名が判別できる文字・ロゴ等を記載しないこと。なお、副本に、従事予定者の氏名、所属・役職名が記載されることは問題ないこととする。

また、提出書類中ケ及びコを左綴じ（ホチキス2点止め）で1冊にまとめ、正本1部を紙媒体で、提出すること。

なお、提出書類はA4サイズで提出することとする。なお、添付資料等でA3サイズが生じる場合は、A4サイズにZ折りにして折り込むこと。

12 審査方法

優先交渉権者は、以下の要領で選定する。

(1) 選定方法

参加資格条件を満たす事業者について、高岡市脱炭素環境啓発拠点整備実施設計業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」）にて、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行い評価し、点数の合計が最も高い参加事業者を優先交渉権者として

選定する。なお、優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（非公開）

ア プレゼンテーション方式により実施する審査は、対面による審査とし、令和8年5月11日～15日に実施予定とする。場所及び時間については、別途通知する。

イ プレゼンテーションは、提出した資料を用いて、30分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）を行うものとする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（技術提案書）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

ウ プレゼンテーションに参加できる者は3名までとする。なお、本業務を担当する管理技術者の対面参加は必須とするが、その他の参加者については、オンライン形式による参加も可能とする。

エ プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、参加事業者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは市で用意するが、接続用ケーブルは持参すること。）

オ 特別な事情により審査実施方法を変更する場合は、詳細について別途通知する。

(3) その他

参加事業者が1社のみの場合においても、上記の方法により審査する。

(4) 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点
コンセプト／ビジョンの明確さ	基本構想を踏まえ、その目的や役割が明確に示されているか	70点
	新規性や独自性など、他にはない価値や体験を生み出す可能性を秘めた提案であるか	
	館内の各フロアとの立体的かつ機能的な連携が見込まれた回遊性向上に資する提案であるか	
	設計段階で、将来を見据えた運営や維持管理のしやすさ、コスト効率、設備更新に備えた配慮がなされているか	
設計の実現性	実施体制（執行体制、人員配置の妥当性、工事予算額の範囲内であるか）、スケジュール、これまでの実績	10点
プレゼンテーション／ヒアリング	内容はわかりやすく説得力があるか 質疑に対する回答が的確か	10点
経費の妥当性	委託内容に対する見積価格が妥当か	10点
	合計	100点

(5) 結果通知

審査の結果については、後日全ての参加事業者にもメールにより結果のみを通知する。また、契約締結後、選定結果をホームページにおいて公表する。（優先交渉権者以外の参加事業者名は公表しない。）なお、これらの審査結果に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けない。

13 契約手続

優先交渉権者は、提出した技術提案書について、市と協議し、必要に応じて変更、修正を加え、業務内容を決定したうえで、契約を締結する。

ただし、協議が不調となった場合又は優先交渉権者が応募要件を満たさないと判明した場合、またその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果が次点の参加事業者を優先交渉権者とする。

14 失格事項

次のいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類が実施要領等において指定した方法以外の方法で提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領等に示した委託料上限額を超える金額の提案をした場合
- (5) 公募に対して、選定委員会へ故意に接触を求める行為を行った場合
- (6) 市職員から不正にプロポーザル又は選定に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (7) 前2号のほか、選定に影響を及ぼすおそれがあるとみとめられる不正な行為を行った場合
- (8) その他実施要領等に定める条件（軽微なものを除く。）に違反したと認められる場合

15 その他

- (1) 提案に現地見学が必要な場合、現地見学の機会を個別に設ける。
見学にあたっては、下記問い合わせ先メールアドレス宛に電子メールにて申請すること。
件名は【高岡市脱炭素環境啓発拠点整備実施設計業務委託に係る現地見学申込（商号又は名称）】とし、電子メール送信後、電話にて担当課に到達確認を行うこと。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出した技術提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 技術提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがある。
- (6) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

16 問い合わせ先

〒933-8601 高岡市広小路7-50
高岡市 生活環境文化部 脱炭素推進課
TEL 0766-20-1663
FAX 0766-20-1666
E-mail datsutanso@city.takaoka.lg.jp